

3. 女性

【施策の方向性】

女性の人権が尊重される社会実現のために、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う男女共同参画社会の形成に向けて以下の取り組みを積極的に推進します。

課 題 目 標	① 男女共同参画を実現するための環境づくり (ア) 社会的慣習の見直しを図る啓発活動の推進 (イ) 男女共同参画の意識を育む教育・学習の推進 (ウ) 人権尊重の意識を醸成する教育・啓発の推進 ② 女性の人権が尊重される社会づくり (ア) 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進 (イ) 相談窓口の設置や被害者の支援体制整備 (ウ) 生涯を通じた女性の健康福祉支援体制の整備 ③ 地域・家庭・職場における男女共同参画の推進 (ア) 地域における男女共同参画社会づくりの推進 (イ) 男女がともに支え合う子育て・介護の実現 (ウ) 職場における男女共同参画体制の推進 ④ 男女共同参画を推進する社会システムの構築 (ア) 政策方針決定過程へ女性が参画しやすい環境づくり (イ) 参画拡大のための啓発推進
------------------	--

《課題目標を達成するため実施する事業》

課題分類	事務事業名	事業概要	実施 年度	担当課
① 男女共同参画を実現するための環境づくり	(7) 図書・資料利用サービス事業	人権週間にあわせ、図書館内において女性の人権・DV問題を啓発する、図書資料の特別展示コーナーを設置する。	A	文化・生涯学習課
		男女の固定的性別役割分担意識是正のための啓発	A	総合政策課
		男女共同参画意識調査	C	総合政策課
	(4) 各学校における男女共同参画教育の推進	児童生徒の発達段階に応じて、個人の尊厳や男女平等に関する教育を推進する。	A	教育課
	(7) 男女平等意識の促進に向けた啓発の推進	男女共同参画のまちづくり条例及び推進計画に基づき、家庭や地域などあらゆる場において啓発活動を行う。	A	総合政策課
		学校における人権教育の推進	A	教育課
		人権セミナー	A	人権・同和対策課
② 女性の人権が尊重される社会づくり	(7) DV等の支援対象者に係る選挙人名簿の閲覧について	ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に係る選挙人名簿の抄本の閲覧に関し、支援対象者を除く閲覧等に応ずる。	A	選挙管理委員会
		住民基本台帳事務(支援措置申出)	A	市民課
		女性に対するあらゆる暴力防止に向けた啓発	A	総合政策課

課題分類		事務事業名	事業概要	実施年度	担当課
② 女性の 人権が尊重される 社会づくり	(7)	DV防止法の周知及びDV防止への理解促進	DV防止法を市民に周知し、DV防止意識の啓発をする。また、デートDV防止についても、広く市民へ啓発する。	A	総合政策課
		相談窓口の周知、啓発	「あさくら女性ホットライン」など相談窓口の情報を広報紙やリーフレット等を利用して周知、啓発する。	A	総合政策課
	(4)	男女共同参画苦情処理委員の設置	男女共同参画苦情処理委員を設置し、男女共同参画に関する施策の苦情や性別による差別的取り扱い、その他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図る。	A	総合政策課
		あさくら女性ホットライン事業	女性に対する暴力や女性が抱える悩みを相談するための電話相談窓口を設置している。相談は無料。	A	総合政策課
		家庭児童相談の充実	家庭児童母子相談員3名を配置し、相談・支援を行う。	A	子ども未来課
		苦情相談処理窓口	市職員のセクシュアル・ハラスメントに関する苦情の処理体制を整備することにより、快適な職場環境の維持及び向上を図る。	A	人事秘書課
	(7)	性と生殖の権利に関する啓発	女性の性と生殖の権利に関する理解の促進のため、広報等を活用し周知・啓発を行う。	A	総合政策課 健康課
		がん検診事業	疾病の予防、早期発見・早期治療のため、女性特有の乳がんや子宮がん検診体制の充実を図る。	A	健康課
③ 地域・家庭・職場の 推進における 男女共同参画	(7)	地域における男女共同参画の啓発	男女共同参画についての正しい理解を広めるため、広報紙への啓発記事掲載や講演会、講座等の開催などによる啓発を行う。	A	総合政策課
		消防団運営事業	女性消防団員の入団推進、育成を行う。	A	防災交通課
	(4)	育児休業制度、介護休暇・休業制度の周知	育児休業制度、介護休暇・休業制度について、広報紙等を活用して周知する。	A	総合政策課
		ワーク・ライフ・バランスの啓発	仕事と生活の調和のとれた働き方ができるための情報提供等により、啓発を行う。	A	総合政策課
	(7)	企業への男女共同参画の啓発	男女共同参画についての正しい理解を広めるため、企業への啓発を行う。	D	総合政策課
④ 男女共同参画を 推進する 社会システムの 構築	(7)	各種審議会等への女性の登用促進	毎年度、審議会における女性委員の登用率を調査し、各種審議会などへの女性の積極的登用の働きかけを行う。	A	総合政策課
		女性人材リスト事業	市の政策及び方針決定の場へ女性の意見を反映させるため、審議会などのメンバー選考や、各種研修会等の講師選定に役立たせることを目的に、女性人材リストを作成し活用する。	A	総合政策課
	(4)	男女が共に参画する意識改革のための啓発	広報紙やホームページを活用して、地域や各種団体、組織における慣習等の見直し等の啓発をする。	A	総合政策課